

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地															
松本歯科大学衛生学院	昭和51年2月14日	笠原 悦男	〒399-0781 長野県塩尻市広丘郷原1780 (電話) 0263-51-3100(代)															
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地															
学校法人松本歯科大学	昭和47年1月29日	矢ヶ崎 雅	〒399-0781 長野県塩尻市広丘郷原1780 (電話) 0263-52-3100(代)															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士														
医療	医療専門課程	歯科衛生士学科	平成6年文部省告示第84号	-														
学科の目的	松本歯科大学衛生学院は、歯科衛生士に必要な知識と技術を教授するとともに、豊かな人格を養い、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的とする。【学則第1条】																	
認定年月日	平成29年2月28日																	
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技												
3年	0	2880	1120	320	1440	0												
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数													
114人	100人	0人	4人	76人	80人													
学期制度	■前期：4月1日～9月30日 ■後期：10月1日～3月31日		成績評価	■成績表： <u>有</u> ■成績評価の基準・方法 ・成績評価 各授業の試験の評定はA(100～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の4種とする。A、B、Cを合格としDを不合格とする。【学則第30条】														
長期休み	■夏季休業 全学年：8月1日～8月16日 ■冬季休業 1年：12月19日～1月6日 2年：12月23日～1月6日 3年：12月19日～1月5日		卒業・進級条件	・卒業要件 卒業するためには、3年以上在学し、次に掲げる単位を修得しなければならない。【履修規程第10条】 ・進級要件 本学院の学生は、それぞれの年次において、学則第7条別表1の基礎分野、専門基礎分野及び専門分野のうちそれぞれの年次で履修すべきすべての必修の授業科目について、単位を修得しなければ、次年次へ進級することができない。【履修規程第9条】														
学修支援等	■クラス担任制： <u>有</u> ■個別相談・指導等の対応 ・遅刻・欠席が多い学生に対しては個人面談を行い、その理由を明確にするとともに、必要に応じ父母との連携をとる。 ・日頃より遅刻・欠席の際の連絡を徹底するよう指導し、無断欠席を防止する。 ・欠席における不足分については、担任教員からレポート課題又は、土曜日や夏季休業中になどに登校しての回復を行う。 ・成績不良者については、担任と担当科目の教員が連携をとりながら、規程の授業時間外に小グループによる勉強会など補講及び個人指導を行う。		課外活動	■課外活動の種類 ・併設される松本歯科大学のクラブ活動に参加が可能 体育系/水泳、サッカー、バレーボール など 文科系/軽音楽、茶道、写真 など ・学園祭(松濤祭) 併設される大学の大学祭に参加 ■サークル活動： <u>有</u>														
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和元年度卒業生) ・歯科診療所、病院 ■就職指導内容 ・6月に進路希望調査を実施し、卒業予定者の就職、進学等の進路希望状況を把握している。 ・9月初めに就職活動の進め方について説明会を実施し、これに合わせて求人票を公開している。 ・窓口では、個別に就職相談に応じている。 ■卒業者数 23 人 ■就職希望者数 23 人 ■就職者数 23 人 ■就職率 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 ・進学者数:0人 (令和 元 年度卒業者に関する 令和2年5月1日 時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業者に関する令和2年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士国家試験</td> <td>②</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>医療事務(歯科)</td> <td>③</td> <td>22</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士国家試験	②	23	23	医療事務(歯科)	③	22	11
資格・検定名	種	受験者数	合格者数															
歯科衛生士国家試験	②	23	23															
医療事務(歯科)	③	22	11															
中途退学の現状	■中途退学者 5名 ■中退率 5.5 % 平成31年4月1日時点において、在学者91人(平成31年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者86人(令和2年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 ・進路変更、病気 ■中退防止・中退者支援のための取組 ・クラス担任による個別相談、個別指導により、日ごろより学生の状況を把握できるよう努めている。 ・授業を無断で遅刻、欠席することがないように、学生本人が事前に学校へ連絡することを徹底指導している。また、その欠席等の理由を把握し、遅刻の常習化や長期欠席とならないように個別に対応している。																	
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： <u>有</u> ・ 無 ■専門実践教育訓練給付：給付対象・ 非給付対象 ■その他 ・日本学生支援機構奨学金 ・教育ローン制度																	
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価： <u>有</u> ・ 無																	
当該学科のホームページURL	https://www.mdu.ac.jp/hygienics/																	

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
 ・専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために教育課程編成委員会を置く。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
 ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
 ・教育課程編成委員会において、業界の動向、実務における最新知識、技術等に関して助言を得るほか、授業内容や方法の改善について意見交換を踏まえ、職員会により授業計画を作成している。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿 令和2年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
西窪結香	松本歯科大学病院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	③
西澤恵美	松本歯科大学病院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	③
阪西あい	松本歯科大学病院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	③
笠原由香	松本歯科大学病院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	③
三井美幸	松本歯科大学病院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	③
矢島絵美	松本歯科大学病院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	③
中島香奈子	松本歯科大学病院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	③
柳沢みさき	松本歯科大学病院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	③
島田陽子	松本歯科大学衛生学院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	
竹岡亜紀	松本歯科大学衛生学院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	
三村杏奈	松本歯科大学衛生学院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	
高山きよ江	松本歯科大学衛生学院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)
 ・年3回開催。開催時期は7月、9月、3月。

(開催日時(実績))
 第1回 2019年7月23日
 第2回 2019年9月26日
 第3回 2020年3月26日

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

・教育課程編成委員から出された意見を基に臨床・臨地実習前の基礎実習および講義の内容を見直し、現在の歯科医療現場に即した教育内容に修正した。また、学生が積極的に取り組めるよう臨床実習の到達目標を修正すると共に、臨床実習の在り方と方策を継続して検討している。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

・医療人である歯科衛生士としての自覚を持ち、多職種との連携をとりながら業務を実践するための態度と能力を育成する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・臨床実習においては、臨床実習指導者との会議を年3回開催し、情報交換をするとともに実習状況が常に把握できるよう連携を図る。

・社会福祉施設における臨地実習では、施設関係者と実施内容について実習前後に打合わせを行い、実習状況・実習記録から学生を評価するとともに次年度の課題を明確にする。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨地実習Ⅰ	歯科臨床の場において実習を行い、歯科衛生士として行動する基礎能力を習得する。	松本歯科大学病院、塩尻市保健センター、心身障害者施設、保育園
臨地実習Ⅱ	臨床実習に加え、公衆歯科衛生現場や社会福祉施設における実習を行い、多職種との協働を学ぶ。	松本歯科大学病院、塩尻市保健センター、心身障害者施設、保育園、小学校、老人保健施設

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 ・教員に歯科衛生士の養成に係る業務に必要な知識又は技術を修得させ、教員の能力向上と資質の向上を図るため、「松本歯科大学衛生学院教員研修規程」を定めている。
(2) 研修等の実績 ① 専攻分野における実務に関する研修等 研修名「新社会人ワーキングセミナー」(連携企業等:長野県歯科衛生士会) 期間:2019年9月27日(金) 対象:歯科衛生士 内容:知っておきたい働くルール ② 指導力の修得・向上のための研修等 研修名「2019年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会) 期間:2019年8月19日(月)～23日(金) 対象:歯科衛生士専任教員 内容:歯科衛生士教育における教育内容および専任教員のレベルの統一、さらにレベルアップを図り、教員としての豊かな人間性を養う 研修名2019年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅴ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会) 期間:2019年10月19日(土)～20日(日) 対象:歯科衛生士専任教員 内容:実技教育をしている専任教員の指導能力を充実し、歯科衛生士の資質の向上を図る 研修名「2019年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会) 期間:2019年12月7日(土) 対象:歯科衛生士専任教員 内容:「口腔機能管理の基礎 口腔周囲の解剖・生理」「地域包括ケアに「における歯科衛生士の役割」 研修名「日本歯科衛生教育学会」(連携企業等:日本歯科衛生教育学会) 期間:2019年12月7日(土)～8日(日) 対象:歯科衛生士養成所学校教員 内容:地域に根ざす歯科衛生士教育
(3) 研修等の計画 ① 専攻分野における実務に関する研修等 研修名「利用者・施設職員の感染症対策についての基本」(連携企業等:長野県歯科衛生士会) 期間:2020年9月6日(日) 対象:歯科衛生士 内容:感染症対策についての基本 研修名「口腔健康管理の基本と注意点」(連携企業等:長野県歯科衛生士会) 期間:2020年11月1日(日) 対象:歯科衛生士 内容:要介護者への歯科衛生士の役割とかかわり方 ② 指導力の修得・向上のための研修等 研修名「2020年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ」(連携企業等:全国歯科衛生士教育協議会) 期間:2020年8月24日(月)～28日(金) 対象:歯科衛生士学科専任教員 内容:歯科衛生士教育における教育内容および専任教員のレベルの統一、さらにレベルアップを図り、教員としての豊かな人間性を養う 研修名「第11回日本歯科衛生教育学会」(連携企業等:日本歯科衛生教育学会) 期間:2020年12月19日(土)・20日(日) 対象:歯科衛生士養成所学校教員 内容:歯科衛生教育の成長に向けて—教育と研究—
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係
(1) 学校関係者評価の基本方針 ・教育活動その他学校運営の状況を把握し、自己評価結果及び改善方策等を考察するために学校関係者評価委員会を置いている。委員会構成は、学外委員を評価委員とし、学内委員(学院長、教務主任、事務職員)が事務局として参画している。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受け入れ募集	学生の受け入れ事業
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

・学校関係者評価の結果については自己点検評価委員会で検討し、指摘事項については改善を図るとともに、必要に応じて次期の目標・計画に反映させている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
山本昭夫	松本歯科大学	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	関連業界
中島靖子	卒業生	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	卒業生
笠原悦男	松本歯科大学衛生学院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	
島田陽子	松本歯科大学衛生学院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	
原聖司	松本歯科大学衛生学院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	
上條由美	松本歯科大学衛生学院	令和2年4月1日～令和3年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL:

公表時期:令和2年6月23日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

・学校の情報は、ホームページや広報紙で提供し、本校の教育活動の状況を理解してもらうことを基本方針としている。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	HP 学校の概要、情報公開(教育目標、学則)、広報紙
(2)各学科等の教育	HP 情報公開(学則、シラバス、資格・国家試験・就職状況)
(3)教職員	HP 学校の概要
(4)キャリア教育・実践的職業教育	HP 情報公開(自己評価、シラバス、資格・国家試験・就職状況)
(5)様々な教育活動・教育環境	HP クラブ活動紹介、情報公開(自己評価、シラバス)
(6)学生の生活支援	HP 学生相談、情報公開(自己評価)
(7)学生納付金・修学支援	HP 入試関連情報(学費・奨学金)
(8)学校の財務	HP 情報公開(財務の概要等)
(9)学校評価	HP 情報公開(自己評価、学校関係者評価結果)
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL:<https://www.mdu.ac.jp/hygienics/feature/disclose.html>

授業科目等の概要

(医療専門課程歯科衛生士学科)																
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
									講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
	○			口腔生命科学入門Ⅰ	歯科医療と口腔疾患の概要を学び、歯科臨床のシステムを理解することによって、臨床歯科医学履修のための基盤を形成する。	1	30	2	○			○			○	
	○			口腔生命科学入門Ⅱ	人体の生命現象および心理学の基礎を学び、専門科目の履修につながる基礎知識を習得する。	1	30	2	○			○			○	
	○			歯科英語	基本的な英語の発音を学びながら、歯科衛生士として、診療の際に必要な英語能力を養う。	2	30	2	○			○			○	
	○			医療コミュニケーション	医療従事者として必要なコミュニケーションに関する知識と技術を習得する。	1	30	2		○		○			○	
	○			言語表現	基本的な文章を読み理解力をつけ、漢字の適切な使い方を学ぶ。自分の理解した内容を筋道を立ててまとめ、自分が伝えたい内容を、読み手聞き手にわかりやすく伝える力をつける。	1	30	2	○			○			○	
	○			人体の構造と機能Ⅰ	生体の機能を考えながら、肉眼レベルおよび顕微鏡レベルの人体全身の構造について学ぶ。	1	30	2	○			○			○	
	○			人体の構造と機能Ⅱ	生命現象を理解するために、生体内の化学反応および物質代謝を理解し、筋・神経・呼吸・循環など生体機能について学習する	1	30	2	○			○			○	
	○			歯・口腔の構造と機能Ⅰ	歯科医学の基礎として重要な「口腔」と「歯」と関連器官について、その構造と機能、及び組織構造を解説する。	1	60	4	○			○			○	
	○			歯・口腔の構造と機能Ⅱ	口腔領域の正常な機能を理解するために、口腔感覚・咀嚼・嚥下・歯の構成成分・唾液の成分・歯周疾患と免疫などの口腔機能について学ぶ。	1	30	2	○			○			○	
	○			病理学・口腔病理学	疾病の病因・病態・種類・転帰を理解し、口腔顎顔面領域の疾患と代表的な全身疾患の病態について修得する。	1	30	2	○			○			○	
	○			薬理学・歯科薬理学	薬物の薬力学と薬物動態学を学び、将来の医療現場で使用する薬物や患者が服用している薬物を理解できるようにする。	1	30	2	○			○			○	
	○			微生物学・口腔微生物学	微生物の基本的性状、ヒトと感染症の関係を理解する。また口腔領域における感染症の発症機序の理解を深める。	1	30	2	○			○			○	
	○			口腔衛生学Ⅰ	歯・口腔の疾病予防と健康の保持増進の原理を理解し、集団レベルでの疾病予防、健康管理に必要とされる知識を学ぶ。	1	30	2	○			○			○	
	○			口腔衛生学Ⅱ	公衆歯科衛生・地域歯科保健活動に必要な歯科疾患の疫学の基礎として歯科衛生統計について学ぶ。	1	30	2	○			○			○	

15	○	衛生学・公衆衛生学	集団の健康を保持増進するための社会医学を理解し、疫学等包括的な問題解決方法の考え方を習得する。	1	30	2	○			○		○	
16	○	衛生行政・社会福祉	医療従事者として必要な法規や社会保障制度及び国際保健を学ぶことで、幅広い知識を養う。	2	30	2	○			○		○	
17	○	歯科衛生士概論	歯科衛生士の業務と社会的役割を理解し、それぞれが目指す歯科衛生士像を明確にする。	1	30	2	○			○		○	○
18	○	保存修復学・歯内療法学	保存修復学・歯内療法学の意義、手技等を理解し、歯科医師と協力して適切でより良い医療を患者に提供出来るようにする。	2	30	1	○			○		○	
19	○	歯周療法学	歯周病の原因や進行のメカニズムをよく理解し、その予防法と治療法について理解する。	2	30	1	○			○		○	
20	○	歯科補綴学	咀嚼障害・咬合異常に対する歯科補綴治療の基礎知識を習得する。	2	30	1	○			○		○	
21	○	口腔外科学	顎顔面領域の疾患について、今日の歯科治療に反映すべく、十分な知識の習得を行う。	2	30	1	○			○		○	
22	○	小児歯科学	小児期からの全身と口腔領域の正常な成長発育を理解し、成長発育を考慮した口腔健康管理・治療について理解する。	2	30	1	○			○		○	
23	○	歯科矯正学	不正咬合に対する治療の必要性とその意義を理解し、歯科衛生士として必要な咬合の育成とその維持、ならびに不正咬合の改善に関する基礎的知識を理解する。	2	30	1	○			○		○	
24	○	歯科放射線・歯科麻酔学	画像検査法の特徴と適応ならびに十分な知識、技能を有し、放射線の人体に対する影響、防護について理解する。/患者の全身の状態に気を配ることができる歯科衛生士になるようにする。	2	30	1	○			○		○	
25	○	障害者歯科学	スペシャルニーズのある人々へ歯科保健と歯科医療を提供するための知識を習得する。	2	30	1	○			○		○	
26	○	高齢者歯科学	高齢者へ歯科保健と歯科医療を提供するために必要な知識を習得する。	2	30	1	○			○		○	
27	○	摂食・嚥下学	食べることに貢献できる歯科衛生士に必要な知識を習得する。	2	30	1	○			○		○	
28	○	歯科予防処置論Ⅰ	口腔保健の意義および口腔疾患予防法の基礎を学び、口腔の健康維持・増進に必要な技術と知識を習得する。	1	120	4				○	○		○
29	○	歯科予防処置論Ⅱ	対象者個人に対応したプロフェッショナルケア実践するために、ケアのプランニングから介入までの技法を習得する。	2	90	3				○	○		○
30	○	歯科予防処置論Ⅲ	歯周検査および歯周疾患予防処置の復習を行い、臨床への応用力を高める。	3	60	2				○	○		○
31	○	歯科保健指導論Ⅰ	歯科衛生士として専門的な指導をするために、口腔保健の基礎を学ぶ。	1	60	2				○		○	○

32	○		歯科保健指導論Ⅱ	ライフステージに応じたケアプランニングから実践までの技法を習得する。	2	90	3		○	○	○						
33	○		歯科保健指導論Ⅲ	臨床において歯科衛生過程の実践できる能力を養う。	3	60	2		○	○	○						
34	○		栄養学・栄養指導法	ライフステージ別に必要な栄養を選択できる知識を習得する。 栄養アセスメントを通じて、乳幼児期から老齢期の食事指導が行える能力を習得する。	1	30	2	○		○				○			
35	○		歯科診療補助論Ⅰ	歯科診療に関心を持ち、歯科衛生士に必要な身だしなみ、歯科材料および器械の知識と取り扱いを学ぶ。	1	120	4		○	○	○	○					
36	○		歯科診療補助論Ⅱ	チーム医療における共同動作の意義を理解し、材料の取り扱いの実習を中心に臨床実習の準備を図る。	2	90	3		○	○	○	○					
37	○		歯科診療補助論Ⅲ	歯科衛生士の役割を再確認し、実習や演習を中心に、業務を効果的に行うため更に専門的な知識と技術を習得する。	3	60	2		○	○	○	○					
38	○		臨地実習Ⅰ	歯科臨床の場において実習を行い、歯科衛生士として行動する基礎能力を習得する。	2	450	10		○	○	○	○	○				
39	○		臨地実習Ⅱ	臨床実習に加え、公衆歯科衛生現場や社会福祉施設における実習を行い、多職種との協働を学ぶ。	3	450	10		○	○	○	○	○				
40	○		歯科衛生士特論	歯科衛生士国家試験の合格を目指し、専門基礎分野および専門分野の理解を深める。	3	240	8	○		○	○	○					
41	○		キャリアデザイン	「働くこと」を自分のこととして捉えると共に、自分らしい「キャリアの在り方」についての洞察を深め、将来社会に出て実践できるように、社会人として求められる姿勢や資質・能力を身につける。	2	30	2		○	○	○	○					
42	○		医療事務(歯科)	歯科医療事務として必要な社会保険の仕組みを理解し、歯科治療における保険請求事務知識を習得する。	2	70	4	○		○				○			
43	○		健康管理	将来歯科衛生士として健康的に活躍できるセルフケアを身につけるとともに、「健康」について考察し、患者の健康を支える医療職としての自覚を養う。	3	20	1		○	○	○	○					
合計					43科目			2,880単位時間(108単位)									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
・履修方法：授業時数の3分の2以上出席し、各年次で履修すべきすべての必修授業科目について、単位を修得しなければならない。 ・卒業要件：3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得すること。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。